

# 規制シート(様式)

(別紙1)

110198400860007

平成27年6月22日

規制の名称	第二種指定電気通信設備接続会計規則	所管府省	総務省
根拠法令等	電気通信事業法第34条第6項	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課 課長 竹村 晃一
規制目的	接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高めるため		
規制内容の概要	第二種指定電気通信設備を有する事業者に対して、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類の作成と公表を義務づけるもの。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	H23.3.31 策定 H24.4.18 一部改正	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(H26.12.18)においても、移動通信市場における競争促進が必要とされたため、規制を維持し、必要に応じて精緻化等を行うことが適当と考える。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)第14条第2項		
次の見直し時期	H28.3.31		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>